資料編6

医療廃棄物の取り扱い 「東京都医師会方式」について

東京都医師会・医療廃棄物適正処理推進事業

廃棄物処理法における排出事業者責任が強化されていることから、本会では医療機関が「安全に・確実に・より適正に」医療廃棄物を適正処理できるシステムについて検討を行い、モデル事業を経て、平成17年度より東京都医師会、東京産業廃棄物協会、東京都環境整備公社の3者により、標記事業を実施している。本事業は、地区医師会単位での参加となり、医療機関から排出される医療廃棄物について、IC タグをごみ箱一個ずつ個別に張り付け、医療機関からの排出時と中間処分施設への搬入時にIC タグから情報を読み取ることで、第三者である(財)東京都環境整備公社が廃棄物の流れを確実に管理することにより、医療廃棄物の適正な処理を目指すシステムである。

また、本事業は電子マニフェストに連動しているため、マニフェストの交付・ 管理・記帳・保管・報告*といった管理業務が簡素化される。

なお、本事業はインターネットでも FAX でも利用できる受付システムで運用 しているため、パソコンのない医療機関においても電子マニフェストのメリット を利用できる。

※平成20年度から、前年度1年間(前年4月1日~翌年3月31日まで)に産業 廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した場合、その交付等状況について報告書を 作成し、都道府県知事又は政令市長に提出することが義務化された。

問合せ先

東京都医師会 保健医療課 (電話 03-3294-8821)

電子マニフェスト 焼却工場 全容器読取 読み取ったICタグデータをマニフェストデータと共にセンターに送信し、 運搬業者はICタグ・リーダと携帯端末で廃棄物を個別追跡をします。 電子マニフェスト登録 着荷データ送信 運搬業者 排出時に、全ての廃棄物容器のICタグを読み取ります。 感染性廃棄物の個別追跡 公社情報センター 電子マニフェスト登録を行います。 追跡(照合)結果通知(インターネットまたはFax) Management Manag 運搬業者 集荷データ送信 排出者

- 目的地到着時にICタグデータを読み取り、センターに送信。
- センターで両データを照合、結果を排出者にリアルタイムで通知し、電子

マニフェスト登録を行います。

